

# 地域間連系線利用ルール等に関する検討会

## 今後の議論の進め方 (案)

平成28年9月1日

地域間連系線の利用ルール等に関する検討会事務局

電力広域的運営推進機関  
日本卸電力取引所



# 今後の議論の進め方イメージ

国

【5/25】(済)  
電力基本政策小  
委員会(第6回)

検討状況に応じて、  
国の審議会等へ報告

広域  
機関

【勉強会】(済)  
《4~6月》  
連系線利用ルール  
等に関する勉強会  
《8/12》  
中間とりまとめ公表

【検討会】(9/1)(本日)  
(1)勉強会中間とりまとめ  
の報告  
(2)現行ルールにおける  
長期利用登録の取扱い  
について  
(3)今後の進め方

【今後の進め方】  
(1)事業者ヒアリング  
・発電側(既存・新規。再エネ  
事業者も含む。)  
・小売側(既存・新規)  
(2)主要論点整理  
(3)論点別の詳細検討

(年度末目途)(※)  
検討結果取りまとめ

広域機関ルールへの  
反映(施行時期につい  
ては、詳細検討次第)

(※)必要に応じ、来年度も継続検討。

一般送配電事業者による広域的な調整力の活用については、検討会において基本的考え方を整理の上、「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」で審議

進捗状況に応じて、  
検討会へ報告

海外調査等(委託調査)

【調整力及び需給バランス評価等に関する委員会】

○一般送配電事業者による広域的な調整力の活用を行う場合の連系線利用の在り方

○本検討会委員を含む事業者等に御協力いただき、本検討会において、以下の内容を含め、連系線利用ルールに関する意見をプレゼンいただくこととしてはどうか。

- (1) 連系線の利用ルールに関し、基本的に(※)、先着優先に基づく連系線予約の受付を停止し、又は、スポット市場取引を優先する仕組み(間接オークション)を導入するに当たって、契約やシステムの見直しなど、御社として必要と考える準備期間と、その理由について御説明をお願いします。  
(※) 特定負担、長期固定電源の扱いについては、「中間とりまとめ」に基づき、別途、その扱いを検討。
- (2) (御社が、現行ルールの下、連系線の利用登録を行い、又は行っている小売事業者に対して電気の供給を行っている場合、) 上記(1)の仕組みの導入に当たって、御社として経過措置を必要と考える場合、その理由及び必要とする期間について御説明をお願いします。
- (3) その他、連系線利用ルールに関し、御意見があればお願いします。